

令和7年度 宇治市ゼロカーボン設備導入事業費補助金 交付申請の手引き

ゼロカーボン社会の実現を目的として、住宅におけるエネルギーの自立化及び効率化を推進するため、市内に住宅用太陽光発電設備及び蓄電設備を同時に設置し、FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しない人に、設備の設置に要した経費の一部を補助します。

また、住宅用太陽光発電及び蓄電設備と高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを同時に設置した場合は、その設置に要する経費の一部を補助します。

1 交付申請書の提出期間

◆令和7年5月 14 日(水)から令和8年1月15日(木)まで

(開庁日の8時30分から17時15分まで(12時から13時を除く))

※事業実施予定期間が1年以上かつ2年度にわたる場合は、事前に事業開始承認の申請が必要です。

詳しくは、[9 事業が2年度にわたる場合の事業開始の承認申請](#) をご覧ください。

2 期間の要件

令和7年4月17日以後に対象設備設置事業に着手し、事業を完了した後、令和8年1月15日までに交付申請を行なうものが対象となります。

令和7年4月17日より前に着手した事業や、着手から完了までが年度をまたぐ事業は補助対象となりません。例外として、事業実施予定期間が1年以上かつ2年度にわたる場合は、着手前に事業開始の承認を受けることにより、承認日の次の年度に交付申請を行うことができます。

※着手とは、補助対象設備の設置に関する契約、又は工事開始のうち早い方を指します。

※完了とは、補助対象設備の設置に関する契約に基づく工事の完了、又は代金支払いのうち遅い方を指します。

3 補助対象設備

- 1 住宅用太陽光発電設備
- 2 住宅用蓄電設備
- 3 高効率給湯機器
- 4 コージェネレーションシステム

上記の1から4の設備を、次のとおり組み合わせて同時に設置した場合のみ補助対象となります。

これ以外の組合せや、1 から4の設備のいずれか単体のみを設置した場合は補助対象となりません。

- ① 1 と 2 を同時に設置した場合
- ② 1 と 2 と 3 を同時に設置した場合
- ③ 1 と 2 と 4 を同時に設置した場合

■ お問い合わせ・申請

宇治市環境企画課（市役所西館）

TEL 0774-20-8726

〒 611-8501 宇治市宇治琵琶 33

E-mail kankyokikakuka@city.uji.kyoto.jp

4 申請方法

- 1 申請は事後申請制です。事業の完了後、必要書類を全て揃えて申請してください。
- 2 提出書類や記載内容に不備や不足がある場合は受付できませんので、不明な点がある場合は事前にお問い合わせください。
- 3 申請は窓口でのみ受け付けます。郵送やメール便での受付は行いません。
- 4 事業者等による申請代行の場合は、1回につき1件のみ受け付けます。
- 5 申請は先着順に受け付け、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

5 補助対象者

- 1 市内に自らが所有し、居住する住宅に補助対象設備を同時に設置した人(新築時の設置を含む)
- 2 市税を滞納していない人(令和7年1月1日現在、宇治市に住民票がなかった人は提出不要)
- 3 暴力団員等に該当しない人

6 補助金の額

いずれも、補助対象経費の2分の1、それぞれ千円未満切捨て

補助対象設備	補助金の額
1 住宅用太陽光発電設備 (公称最大出力 2kW 以上 10kW 未満のもの)	上限 8万円(1kW あたり2万円) ※1
2 住宅用蓄電設備 (蓄電容量が 1kWh 以上のもの)	上限 21万円(1kWh あたり3万5千円) ※2
3 高効率給湯機器(エコキュート等)	上限 30万円
4 コーージェネレーションシステム (エネファーム等)	上限 80万円

※1 算定に用いる出力については、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW 単位で小数点以下を切り捨てた値とします。

※2 算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点以下第二位以下を切り捨てた値とします。

7 補助要件

この補助金は環境省の交付金と京都府の補助金を活用しているため、国・府の補助金交付要領に定められた補助要件を全て満たす必要があります。なお、従来制度(宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金)とは、補助要件が異なります。

※詳細は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和7年3月10日環地域事発 2503102 号改正)別紙2」を参照ください。

《主な補助要件》

【共通】

- 1 各種法令等に準拠した設備であること。
- 2 商用化され、導入実績があるものであること。
- 3 中古設備でないこと。

- 4 PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。
- 5 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

※各機器の法定耐用年数は次のとおりです。

太陽光発電設備 17 年

蓄電設備 6年

高効率給湯機器 6年

コージェネレーションシステム 6年

- 6 設置した設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。また、直接の申請先が国でない場合でも、国費が充当された補助金の交付を受けている場合は併用ができません。
- 7 令和 7 年 4 月 17 日以後に着手した事業であること。

【太陽光発電・蓄電設備共通】

- 1 住宅用の太陽光発電設備(公称最大出力 2kW 以上 10kW 未満のもの)及び住宅用の蓄電設備(1kWh 以上、かつ据置型であるのもの)を同時に設置すること。
- 2 この住宅において、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金の交付を受けていないこと。

【太陽光発電設備】

- 1 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- 2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定、又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- 3 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- 4 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- 5 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上をこの設備を設置した住宅で消費すること。
- 6 建材一体型太陽光発電設備及びソーラーカーポートによる導入でないこと。
- 7 その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2.交付対象事業の内容 ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定められている交付要件を満たすこと。

【蓄電設備】

- 1 本事業により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- 2 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- 3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 4 家庭用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh 未満)について、12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムとなるよう努めること。

※12.5 万円を超えるものについても補助対象となりますが、複数者からの見積もりの取得や販売事業

者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行う等、12.5 万円/kWh 以下の蓄電システムを導入するために努めたことが分かる必要があります。

5 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

6 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。

※性能表示基準については、一般社団法人日本電機工業会が定めている性能表示ラベル(<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/chikuden/label.html>)等を参考に、表示内容をご確認ください。

7 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

8 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

9 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

10 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

11 その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業) 2.交付対象事業の内容 ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (イ)蓄電池に定められている交付要件を満たすこと。

※要件のうち、5、7～10 番目の項目について、一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の蓄電システム登録制度(<https://zehweb.jp/registration/battery/>)に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足していることの確認が可能です。

【高効率給湯機器・コージェネレーションシステム】

- 1 住宅用の太陽光発電及び蓄電設備と、住宅用の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのいずれか3点を同時に設置するものであること。
- 2 高効率給湯機器については、従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO₂ 効果が得られるものであること。
※従来の給湯機器を設定することが難しい場合は別途、府が定める標準的な機器との比較も可
- 3 コージェネレーションシステムについては、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

※同時導入の考え方

原則として、太陽光発電設備・蓄電設備、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの3点について、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約であるものが同時導入に該当します。いずれの場合も、導入するすべての設備について補助金申請が一つにまとめられており、令和7年度中に事業着手し令和7年度中に完了する場合、又は令和7年度中に事業着手し令和8年度中に事業完了する場合のいずれかのスケジュールに沿って事業実施されている必要があります。

8 補助対象経費

補助対象設備は、事業(設備の設置)を行うために必要な経費で、この事業により導入又は実施されたことを証明できるものに限りします。

次に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・ 公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・ 経理処理上、補助金とすることが適さないもの

<具体例>

- ・ 契約書(発注書、請書を含む)、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合

※詳細は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第 1(交付対象事業費:設備整備事業)をご覧ください。

9 事業が2年度にわたる場合の事業開始の承認申請

- 1 住宅の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体として契約する場合に、事業実施に必要な期間が1年以上必要など、やむを得ない事由により2年度にわたって事業を実施する際は、初年度の事業着手前に事業開始承認申請書を提出し、承認を受けてください。

※補助対象設備にかかる契約から工事完了又は代金支払のどちらか遅い方までの期間が1年以上ある場合を指します。65

2 事業開始承認の通知を受けた後、事業に着手してください。事業開始承認前に事業着手した場合は補助対象外となります。契約後、補助対象設備にかかる設置工事については、7年度、8年度を問わず実施していただいて差し支えありません。

※着手とは、補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方を指します。新築住宅等、補助対象設備に係る契約内容が建物本体の契約に含まれる場合は、建物本体の契約日が事業着手日となります。

3 承認を受けた内容に変更が生じた場合は、事業変更承認申請書を提出してください。

(軽微な変更の場合は提出不要)

4 承認日と同じ年度内に事業を完了した場合は、承認を取消します。

※7年度中に事業を完了した場合は、単年度での事業実施となるため、事業開始承認の対象となりませんのでご注意ください。

5 承認日の翌年度の4月1日から市長が別に定める日までの期間については、既に事業開始承認を受けている2年度事業についても補助対象設備の設置工事を実施することができません。

※令和8年4月1日から、府が国から内示を受けるまで期間中に、補助対象設備に係る工事が行われていることが確認された場合は補助対象外となります。

6 承認日の翌年度の市長が別に定める期日内(令和8年度の申請書提出期間)に必ず事業完了及び交付申請を行ってください。

7 事業開始承認を受けた後、翌年度に交付申請が行われた場合は補助金を交付する予定です。しかし、翌年度の国、府、市の予算措置が前提となりますので、事業開始承認を以って補助金の交付を確約するものではないことをご了承ください。

◆事業開始承認申請書の提出期間

令和7年5月14日(水)から令和7年11月28日(金)まで

(開庁日の8時30分から17時15分まで(12時から13時を除く))

10 従来制度との併用

宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金(従来制度)の補助対象となる太陽光発電及び蓄電設備と本補助金(新制度)の対象となる高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを同時に設置した場合は、従来制度と新制度を併用することができます。ただし、従来制度の補助対象事業についての着手が令和7年4月17日以降であるものに限りです。

11 従来制度との比較

太陽光発電及び蓄電設備を同時に設置した人のうち、従来制度はFIT制度の認定を取得した人を対象とし、新制度はFIT制度やFIP制度の認定を取得しない人を対象としています。

また、新制度は、環境省の交付金と京都府の補助金を活用しているため、申請書の提出期間、補助金の上限額、補助要件、提出書類などが従来制度と異なります。

※詳細は「従来制度との比較表」をご覧ください。